

職業紹介事業者が講ずべき措置について

1 経緯

再就職支援を行う職業紹介事業者が、人員削減を行う企業に対して再就職支援と合わせて提供するサービスについて、

- ・ 退職者を作り出しているのではないか
 - ・ 労働者の自由な意思決定を妨げるような形で行われているのではないか
- 等の問題がある旨指摘された。

2 これまでの対応

3 月 14 日

職業安定局長名で、職業紹介事業者の団体に対し、以下の内容の通達を発出

- ・ 再就職支援を行う職業紹介事業者による、企業の労働者に対する退職強要の実施、退職強要に該当する行為のマニュアルの企業への提供は、違法行為を招き、許されない。
- ・ 再就職支援を行う職業紹介事業者による、企業に対する積極的な退職勧奨の実施の提案や、企業の労働者に対する直接の退職勧奨の実施は適切ではない。

3 月 28 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長名で、職業紹介事業者の団体に対し、以下の内容の通達を発出

3 月 14 日付け局長通達の「積極的に退職勧奨の実施を提案」は、次のものが該当

- ・ 退職勧奨を決定していない企業に対し、依頼の有無にかかわらず、退職勧奨の実施を提案
- ・ 退職勧奨を決定していても対外的に明らかとなっていない企業に対し、依頼なく退職勧奨の実施を提案